

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葉山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和2年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

幼稚園就園奨励事業の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葉山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
教育委員会	葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務

」を

「

町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
----	---

」に

改める。

別表第3中

「

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

幼稚園就園奨励事業の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 個人番号を利用できる事務のうち、教育委員会が行う「葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務」を削ることとした。
- ( 2 ) 町の機関が町の他の機関に特定個人情報を提供できる場合として規定しているもののうち、幼稚園就園奨励事業に関するものを削ることとした。

## 3 施行期日等

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月14日条例第20号				葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月14日条例第20号			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
機関		事務		機関		事務	
(略)				(略)			
町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務			町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務		
(削除)	(削除)			教育委員会	葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務		
教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務			教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務		
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	教育委員会	葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税法に関する情報であって規則で定めるもの	教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税法に関する情報であって規則で定めるもの